2024年度第１回豊岡市障害者自立支援協議会全体会議　会議録要旨

注）会議録については、発言内容を一言一句正確に整理したものではありません。
発言内容をもとに一部表現（文言）を変えて表記している箇所があります。

○日　時：2024年10月29日（火）13：25～14：45
○会　場：豊岡市役所立野庁舎　１階　多目的ホール
○出席者：　19名
○欠席者：　２名
○傍聴者：　３名

○会議要旨
１　開　　会

２　あいさつ

３　新しい委員の紹介

４　報告・協議事項
①　部会及びグループの取組について
①　せいかつ部会
・　資料に基づき説明
○　質疑応答等
【Ａ委員】
資料を拝見したが、興味深く、いい取り組みをされていると感じた。私どもも施設からの地域移行に取り組んでいる。グループホームから一人暮らしへの移行の難しさがある中で、この課題に取り組まれているのは素晴らしいことであり、また参加させてほしい。
メンバーに高年介護課の方がいる。いろいろな関係課が一緒になって取り組んでいくことはこれから求められていくと思う。メンバーに高年介護課が入られた経緯、目的について教えてほしい。
【せいかつ部会】
後見人制度の市長申立てについて、高齢者を対象としている現場の意見も聴きたいという事が始まり。
【Ａ委員】
今後新たな課題に取り組むことになった場合、課題が重複する部分については「障害」と「高齢」が一緒に取り組みできたらいいと思う。

②　しごと部会

・　資料に基づき説明

○　質疑応答等

【Ｂ委員】

精神障害者の方にピアサポーターという形で、同じ仲間の生活の自立を助けることをボランティアではなく仕事にする取り組みを行っている。せいかつ部会では、昨年、ガイドヘルパーの養成講座をされたと思うが、精神障害だけではなく、他の障害についても、障害者が障害者の自立を助けていく仕組み作りについて、何か考えがあれば教えてほしい。

【しごと部会】

ピアサポーターについても、しごと部会でも何かできることはないか検討していきたい。

【Ｃ委員】

仕事センターの役割として、一般就労が難しい方、作業所の仕事では物足りない方の隙間を埋めるようないい取り組みだと感じている。この中で、働き手がいなくて困っている企業のお手伝いもという事だが、これは一般就労との繋ぎも担うという認識でいいか。

【しごと部会】

超短時間の就労も視野に入れているが、雇用となると準備も必要であり、すべてを一度にするのは難しい。将来的には考えているが、まずは地域の困りごとと、障害のある方、無い方の持たれている力をどうマッチングしていくか。次に事業所を利用されている方の工賃をどう上げていくか。請負をまずは検討したい。

③　こども部会

・　資料に基づき説明

○　質疑応答等

【Ｄ委員】

大切な取り組み、ありがとうございます。

同じような、市が設置する会議との連携について、「発達障害児等支援連絡会議」で 2022 年度に検討すべき課題が 5 つ挙げられている。その中で３つは連携について、保護者支援について、居場所づくりについてという事でこども部会の現状と課題の３つと同じである。同じような課題の報告になるので、担当者間で共有してほしい。

【Ａ委員】

お話カフェについて、部会の中でもいろいろ意見があると聞いたが、参加者が少なくても必要であれば続けることも大切。10 年続けてきて変化があるという事は見直しの時期ではないか。こども部会だけの事ではないが、PDCA で評価を行い、物事によっては事業化したり、政策化したり、他のところに業務を受け渡したりして、新たな課題に取り組む。その辺の検討に変えていくことも必要かと思う。

【副会長】

社会福祉関係の政策において、PDCA はなじまないという意見もある（評価できるような尺度化が必要であるので、難しい）。PDCA は福祉分野では議論の余地がある。

お話カフェについては、保護者に運営を任せる方法もある。保護者の方が自主的に行う方が、保護者の力にもなる。10 年続いていることは貴重である。しかし、自立支援協議会の部会が主となってする必要はなく、ある程度分離してもいい。当事者支援を行政がするのではなく、場合によっては本人に運営を任せる。いきなりは難しいと思うので、少しずつフェードアウトしていってはどうか。

④　はっしん部会

・ 資料に基づき説明

○ 質疑応答等

【副会長】

会報誌について、市の HP にアクセスすると、視覚障害の方もテキストリーダーで読めるのか。若者は HP をあまり見ない。20 代前後を境に SNS を見ることが多い。使う媒体を検討してもいいと思う。

⑤　そうだんグループ

・ 資料に基づき説明

○ 質疑応答等

特になし

【会長】

各部会の取り組みについて、いくつか意見が出ていたが、下半期の取り組みの参考にしていただいて、次回報告をいただきたい。

【副会長】

しごと部会のしごとセンターについて、今後詰めていただきたいことは、対象とする方々のすそ野を広くして、障害者手帳保持者だけではなく、ひきこもりの方等も含めるのかどうかということ。個人的には含めた方がいいと考える。含めなければ既存のものと変わらない。

作業内容については、軽作業と思われるが、場合によっては技術が必要なプログラミング、翻訳、オンラインの活用など従来の作業にとらわれなくてもよいのではないのか。部分的にスポットで作業依頼することも可能ではないか。またアンケートフォームをグーグルで作成するような軽作業も可能ではないか。作業内容を従来の軽作業に絞らなくてもいいように思う。協議会のちょうせい会議の中で議論していただいてもいいかと思う。

どこに人を使って、どこに機械を使うのかを考えることによって、運営コストを現実的なところに抑えることが可能だと思う。マッチング自体をオンラインで行うことも可能ではないか。

5　そ の 他

【事務局】

別紙により、障害者差別解消法等についての情報提供

【副会長】（参考として）

○差別解消法については都道府県によって対応が異なる。合理的配慮とは、日本語で言う配慮と異なる。配慮と訳してしまったため、善意で行うことのみが合理的配慮とみなされている傾向がある。

一番難しいことは、過重な負担がある場合は合理的な配慮を提供しなくてよいということである。では過重な負担とは何か。極論をいうと本人の申し出がない場合は原則的には提供しなくてもいいということ。運用はどうするかとなると、事例の積み上げしかない。

○旧優生保護法については、関係者以外はピンとこない。戦時中には国民優生法があった。国民優生法のもとでは旧優生保護法で行われたような強制不妊手術は非常に少なかったという説がある。その法律が廃止になり、旧優生保護法ができた。戦争が終わって、平和になってから旧優生保護法ができ、強制不妊手術が行われている。福祉先進国の北欧でも同様の法律はある。戦時中の産物というとらえ方は狭い。

全会一致でこの法律を通した過去がある。つまり日本社会全体がこの法律をとおしてしまった。

自ら申告しにくいことなので、どう運用して、救済措置を現実のものにするのかは非常に難しい。

6　閉　　会